

質問回答書

(業務名称) 外部人材に係るマイナンバー等管理業務

(公告/公示日: 2024年2月9日/調達管理番号: 23a00802) について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 14	第2.4.(3)(ア)⑧	データベース管理に関しまして、クラウドサービスの使用は問題ないでしょうか。	問題ございません。
2	P. 14	第2.4.(3)(イ)①5)	督促先抽出のご条件につきましては、下記で問題ないでしょうか。 抽出条件: 発送月の翌月末までに返信がない対象者 処理条件: 月末に抽出し5営業日以内に発送 ※発送は1回を想定しております。督促の案内をしても提出いただけない場合ご提出意思がないものと判断。 ※例) 2月に発送。3月末に返信がない対象者を抽出し、4月の頭に督促を発送。	督促先抽出の条件については、記載の通りで問題ございません。一方、督促の回数等については、第3技術提案書の作成要領の別紙評価表の評価基準に記載のとおり、ご提案内容に応じた評価をさせていただきます。
3	P. 15	第2.4.(3)(イ)①6)	不備があった際の再送先抽出のご条件につきましては、下記で問題ないでしょうか。 抽出条件: 毎週火曜日～月曜日に不備になった対象者 処理条件: 毎週火曜日 ※発送は1回を想定しております。不備の案内をしても提出いただけない場合、ご提出意思がないものと判断。不備理由につきましては収集キットに同封することで、再度の不備を防ぐよう対応。	再送先抽出の条件については、記載の通りで問題ございません。一方、督促の回数等については、第3技術提案書の作成要領の別紙評価表の評価基準に記載のとおり、ご提案内容に応じた評価をさせていただきます。
4	P16	第2.4.(3)(イ)③2)	「JICA側担当者がマイナンバー以外の帳票作成情報を提供したのち、・・・」というのはいかに何を提供されるのか、マイナンバーを表記されるだけなのか出力が必要なのかを具体的に教示いただけないでしょうか。	発注者よりマイナンバー以外の情報を入力済の電子申告用CSVデータを提供しますので、受注者には該当欄へマイナンバー情報を追加いただけます。また、個人送付用の法定調書CSVデータを提供しますので、法定調書フォーマット(PDF)に変換いただけます。
5	P. 16	第2.4.(3)(イ)③3)	法定調書等はPDFデータが必須となりますでしょうか。紙出力での対応は可能でしょうか。	PDFでの提供を必須としております。
6	P. 16	同上	電子申告用CSVはCD-Rに格納し、JICAへ納品する流れで問題ないでしょうか。 または、受注者より税務署へ直接お送りする流れを想定されてますでしょうか。	税務署への提出は発注者より行います。申告用データの納品につきましては、送付・管理時の紛失等のリスクを考慮し、CD-Rは不可とさせていただきます。
7	P16	第2.4.(3)(イ)③4)および5)	JICAへ税務署提出用のデータ納入としてPDFとCSV形式でのデータ納入とは別に、各個人宛に法定調書を作成して直送する(お届けする)必要はないでしょうか。	法定調書の送付は発注者より送付いたしますので、受託者での対応は必要ございません。
8	P16	第2.4.(3)(イ)④	マイナンバー収集対象者数が年間1,200件として想定されていますが、年間を通して最も多い月は何月で概ね何件程度になりますでしょうか。	4月及び12月で、130件～150件程度です。
9	P. 17	第2.5.(1)(ウ)	IP-VPNを利用して、FTPでデータを送受信する仕組みの場合、JICA側のPC端末でログイン制御いただく想定で問題ございませんでしょうか。 (PC端末のログインID及びPWをJICAにて複数設定が可能です。)	問題ございません。
10	P. 18	第2.5.(1)(キ)	問い合わせ対応時間が9時から17時の場合、調整可能でしょうか。 また、JICA専用の問合せ用電話番号が必要となりますでしょうか。 受注者が使用するサービス利用顧客と同一のお問合せ用電話番号で問題ないでしょうか。	問い合わせ対応時間につきまして、発注者側の就業時間内に設定させていただいておりますが、必須ではございません。問い合わせ電話番号につきましては、受注者のサービス利用顧客と同一の番号で問題ございません。
11	P. 18	第2.5.(1)(ク)	別の拠点でのバックアップ取得は必須となりますでしょうか。 リスク回避のため別拠点でのバックアップはせず、同拠点でのバックアップを行うことは可能でしょうか。	「災害等による電子データの損失」を避けることを目的としているため、同拠点でのバックアップは不可とさせていただきます。
12	P. 18	第2.5.(2)(ウ)	セキュリティ対策状況の報告につきましては、JICAからセキュリティシート等資料の提供はありますでしょうか。	提供の予定はございません。
13	P. 26	別紙2.1.(2)ウ	他社の特定個人情報の取り扱いがあるため、作業現場の確認までは行えず、データセンター館内ツアー、別室での業務説明となりますが、問題ないでしょうか。	問題ございません。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
14	P33	第3.1.(1)	参考様式1の項目にあります「発注者名」の記載においては、お客様から公開の了承を得ていませんので仮名での表記になりますがよろしいでしょうか。	仮名での表記で問題ございません。
15	P36	第4.1.(1)	入札書に記載する金額は、積算表内にある2024年7月1日から2029年10月31日までの契約期間中に発生する税抜き合計金額でよろしいでしょうか。	積算表内にある契約期間中（24年4月中旬～29年10月末）に発生する税抜合計金額です。
16	P37	第4-別紙 積算表	年度別に費用を提示させていただくにあたり、公表できる範囲で結構ですので2022年度、2023年度に発生した費用は概ねいくらなのでしょうか。	申し訳ございませんが、公表はできかねます。 想定件数は積算表に記載の通りです。
17	P.42	第5.第12条5	著作権譲渡の対象として、どのような内容をご想定されていらっしゃいますでしょうか。	第2業務仕様書案6. 成果品・業務提出部等に記載の2024年5月中旬～下旬に提出いただく予定の「サービス利用マニュアル」を想定しております。
18	P.43	第5.第13条	文言の変更に関するご検討お願いいたします。 文言案を下記にて記載させていただきます。 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、成果物等の納入日から1ヶ月以内に、且つ収集対象者の特定個人情報等ファイルの返却又は削除、若しくは収集対象者の特定個人情報等が記録された書類等の機密処理以前に、その旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。 2. 前項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格又は前条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。	修正につき検討の上、柔軟に対応いたします。
19	P.43	第5.第14条4	検査につきましては、どのような内容を想定されてますでしょうか。 納品物としては収集対象者へ送付する収集キットや保管したマイナンバーが該当となりますため、検査が難しいかと存じます。 他利用顧客では月末に作業件数を締め、翌月頭に実績のご報告とご請求書をお送りし、翌月末にお支払いいただいております。 例) 2024年2月の場合 作業期間：2月1日-2月29日 ご請求書送付日（第2営業日頃）：3月4日 入金期日：3月31日	検査対象としては、P.21 6. 成果品・業務提出物等が検査対象となり、その中の、5. 月次業務実施報告書にて、前月の実績を報告いただくとともに、経費精算報告書を提出いただくこととなります。直接経費の部分は領収書等の証拠書類の提出が必要となります。それら提出いただいた証拠書類等を検査し、経費の確定を行います。